

住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金

！
手続き方法をご確認ください

1世帯あたり
10万円

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

支給対象となる世帯

- 1 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯（住民税非課税世帯）
ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象となりません。
- 2 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

給付金の支給手続き

① 住民税非課税世帯



対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。



中身を確認し、提出期限までに返信用封筒で返信してください。

！ ただし、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合は申請が必要です。

② 家計急変世帯



給付金を受け取るには、申請が必要です。
（3月中旬以降に申請受付開始予定です）

〔申請・お問い合わせ先〕 町民課 ☎ 22-3117

！
低所得の子育て世帯対象
（ひとり親世帯を除く）

児童一人あたり
一律 5万円



支給対象者

平成15年4月2日（障害児は平成13年4月2日）から令和4年2月28日までに生まれた児童を養育する父母等

支給要件 次の①・②・③の全てに当てはまる方

- ① 令和3年4月以降新たに児童手当を申請した住民税非課税の方
 - ② 令和3年1月以降の収入が急変し、「住民税非課税相当」の収入になった方
 - ③ 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子どものみを養育している住民税非課税の方
- ※既に給付金を受けとった方、ひとり親世帯分の給付金を受けた方は対象外となります。

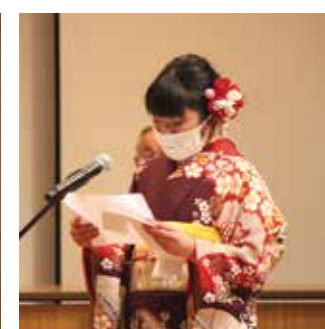
受付期間 2月28日（月）まで

〔申請・お問い合わせ先〕 町民課 ☎ 22-3117



Commemorative Photo

成人おめでとうございます！



Coming-of-age-ceremony